

平成二十九年四月二十八日受領  
答弁 第一一四三三号

内閣衆質一九三第二四三号

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出パーキングパーミット制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出パーキングパーミット制度に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「パーキングパーミット制度」（以下「制度」という。）については、障害者等による駐車場の利用の円滑化を推進するため、御指摘の「三十六府県二市」において導入されているところであるが、障害者等による駐車場の利用状況などを勘案し、地方公共団体ごとに制度を利用できる対象者に関する要件が異なるなど、地域の実情を踏まえて制度が設計されているところである。政府としては、まずは、制度を既に導入している地方公共団体における制度及びその運用上の課題、制度を導入していない地方公共団体における障害者等による駐車場の利用の円滑化のための取組及びその運用上の課題、他国における制度に類似した取組の事例等を具体的に把握していくことが必要と考えている。